

事業主 各位

東京都農林漁業団体健康保険組合
理事長 大山 裕視
(公 印 省 略)

短時間労働者の社会保険適用拡大について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、「社会保険の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」により、1. 短時間労働者の健康保険適用要件が、令和8年10月1日（取得日：令和8年10月1日）から下記の通り変更されます。

また、2. 令和8年10月1日以降、任意特定適用事業所（特定適用事業所）に該当した場合、保険料調整制度の対象となります。対象者・手続き等につきましては別紙をご確認ください。

今後とも皆様には引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 短時間労働者の健康保険適用要件

<旧：令和8年9月30日まで>

- ① 被保険者数51人以上の事業所であること。今後の被保険者数については下表(※1)に準じます。
- ② 週の所定労働時間が20時間以上
- ③ 雇用期間が2か月を超えて見込まれること
- ④ 学生でない
- ⑤ 所定内賃金の月額が8.8万円以上

<新：令和8年10月1日より>

- ① ～④については上記（旧）と同様
- ⑤ は撤廃（最低賃金が全国的に1,016円を超えたことに伴う）

ただし、上記に伴い社会保険適用となる方が、特定減額特例対象者（※2）である場合は、被保険者としませんが、別途申請に基づき任意加入は可能です。任意加入を希望される場合は、「特定減額特例対象者被保険者資格取得／喪失申出書」及び「健康保険資格取得届」を併せて提出ください。

様式は健康保険組合ホームページに順次掲載いたします。

また、詳細な制度内容については、労働基準監督署、厚生労働省HP等でご確認ください。

2. 令和8年10月1日以降、任意特定適用事業所（特定適用事業所の該当日は下表（※1）の通り）に該当した場合の保険料調整制度について（内容は別紙をご確認ください。）

(※1)<特定適用事業所に該当となる被保険者数>

◎被保険者数は、フルタイムの従業員と週の労働時間及び1か月の勤務日数がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数です。

現在	令和9年10月～	令和11年10月～	令和14年10月～	令和17年10月～
51人以上	36人以上	21人以上	11人以上	10人以下

(※2) 対象者になるには事業所管轄の労働基準監督署への申請・許可が必要です。（最低賃金法第7条）